

都都計都計第1940号

令和7年8月15日

公益社団法人 全日本不動産協会 埼玉県本部

埼玉県本部長 宮嶋 義伸 様

さいたま市長 清水 勇人



さいたま市屋外広告物条例及び屋外広告物の安全対策について（通知）

日頃から、本市の屋外広告物行政に、御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本市では、良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的として、屋外
広告物の適正化に向け、取り組んでおります。

さて、国土交通省が定める「屋外広告物適正化旬間」（9月1日から9月10日まで）に
基づき、本市では、9月1ヶ月間を「令和7年度屋外広告物適正化キャンペーン」として
実施する予定です。

つきましては、キャンペーンの一環として、屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及
啓発や屋外広告物に対する安全対策について、別紙のとおり送付します。

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が多数発生しており、全国的に屋外広
告物の安全性の確保が重要になっています。同封いたしました啓発文を活用し、安全対策、
実効性のある点検の実施等に役立ていただければ幸いです。

今後とも屋外広告物条例等について御理解いただくとともに、適正な屋外広告物の掲出
に御協力くださいますようお願い申し上げます。

担当 さいたま市都市局都市計画部都市計画課
まちなみ・景観係 中村、海沼

直 通 048-829-1409

FAX 048-829-1979

E-mail: toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp